

資料編



計画策定の経緯

1 練馬区健康推進協議会（第七期）

開催日

第1回	平成22年10月19日
第2回	平成23年1月20日
第3回	平成23年3月17日

練馬区健康推進協議会（第七期）委員名簿

氏名	所属	備考
高久 史麿	自治医科大学学長 日本医学会長	会長
向山 巖	武蔵大学名誉教授	副会長
石垣 千秋	公募区民	
坂口 節子	公募区民	
隅田 實	公募区民	
豊田 英紀	公募区民	
西川 光恵	公募区民	
笠原 こうぞう	区議会議員	
内田 ひろのり	区議会議員	
倉田 れいか	区議会議員	
浅沼 敏幸	区議会議員	
吉川 みさ子	区議会議員	
土屋 としひろ	区議会議員	
白戸 千昭	社団法人練馬区医師会副会長	
角田 不二彦	社団法人練馬区歯科医師会副会長	
堀越 生	社団法人練馬区薬剤師会副会長	
奥田 久幸	社団法人練馬区柔道接骨師会会長	
酒井 道子	社団法人東京都獣医師会練馬支部	
重田 榮	練馬区老人クラブ連合会副会長	
川崎 秀子	練馬区身体障害者福祉協会理事	
依田 和子	特定非営利活動法人練馬家族会理事	
齋藤 洋	練馬手をつなぐ親の会副会長	
辻 昌子	練馬区民生児童委員協議会 練馬・中村地区副会長	～H22.11.30
宮本 静江	練馬区民生児童委員協議会 氷川台・平和台・早宮地区会長	H22.12.1～
井戸 公近	練馬区食品衛生協会副会長	
櫻井 軍治	練馬区環境衛生協会副会長	

設置要綱

練馬区健康推進協議会設置要綱

平成 9 年 6 月 17 日

練保管発第 112 号

(設置)

第 1 条 練馬区における保健衛生および地域医療の向上を図り、もって区民の健康の保持および増進に寄与することを目的に練馬区健康推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、または委員の発議等に基づき、つぎの各号に掲げる事項について審議し、区長に対し意見具申する。

- (1) 保健衛生および地域医療に関すること
- (2) 保健、医療および福祉との連携に関すること
- (3) 保健所の運営に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、つぎの各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 25 名以内をもって組織する。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 区民（公募とする。） | 5 名以内 |
| (2) 学識経験者 | 8 名以内 |
| (3) 医療関係団体の推薦する者 | 5 名以内 |
| (4) 福祉関係団体の推薦する者 | 5 名以内 |
| (5) 事業者関係団体の推薦する者 | 2 名以内 |
| (6) 前 5 号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者 | |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 協議会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第 7 条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部(練馬区保健所)健康推進課において処理する。

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成11年5月31日練保管発第109号)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成13年3月30日練保管発第296号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年2月21日練保所保発第397号)

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

付 則(平成18年4月4日18練健健第11号)

この要綱は、平成18年4月4日から施行する。

付 則(平成18年6月6日18練健健第436号)

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

2 練馬区健康づくり総合計画策定委員会

開催日

第1回	平成22年 5月17日
第2回	平成22年11月24日
第3回	平成23年 1月19日
第4回	平成23年 2月 2日
第5回	平成23年 2月25日

設置要綱

練馬区健康づくり総合計画策定委員会設置要綱

平成22年4月30日

22練健健第319号

(設置)

第1条 練馬区健康づくり総合計画(以下「計画」という。)を策定するため、練馬区健康づくり総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長および副委員長の職務)

第3条 委員長は、委員会を総務し、委員会を代表する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、または説明を求めることができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態があるときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 計画の策定方針および内容に関する事項
- (2) 練馬区長期計画その他の区の諸計画との調整に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 委員会の下に、別表2に掲げる検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会の構成は、別表2のとおりとする。

3 部会は、計画の策定に必要な調査・研究事項を検討し、その結果を委員長に報告する。

4 部会長は、部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、または説明を求めることができる。

- 5 部会長は、部会を総務し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に不測の事態があるときは、副部会長のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 8 部会長は、必要に応じて他の部会長に対して合同部会の開催を求めることができる。

(委員会および部会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

- 2 部会の庶務は、別表2の各事務局欄に掲げる部署において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が、部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限りで、その効力を失う。

別表1（第2条関係）

練馬区健康づくり総合計画策定委員会

委員長	健康部長
副委員長	福祉部長 地域医療担当部長
委員	企画部企画課長 危機管理室防災課長 安全・安心担当課長 総務部人権・男女共同参画課長 区民部国保年金課長 産業地域振興部都市農業課長 福祉部経営課長 高齢社会対策課長 障害者施策推進課長 練馬総合福祉事務所長 健康部健康推進課長 生活衛生課長 保健予防課長 光が丘保健相談所長 地域医療課長 児童青少年部子育て支援課長 保育課長 環境部環境課長 学校教育部庶務課長 施設給食課長 教育指導課長 生涯学習部生涯学習課長 スポーツ振興課長
事務局	健康推進課計画係

別表2（第5条、第6条関係）

検討部会

1 母子・児童部会

部会長	健康推進課長
副部会長	豊玉保健相談所長 大泉保健相談所長
部会員	人権・男女共同参画課事業係 健康推進課母子保健係 保健指導係 歯科保健担当係 栄養指導担当係 保健相談所歯科健康担当係 栄養担当係 地域保健係（2） 子育て支援課庶務係 練馬子ども家庭支援センター 保育課管理係 栄養指導担当係 庶務課学校保健係
事務局	健康推進課保健指導係

2 成人・高齢者・精神保健部会

部会長	健康推進課長
副部会長	高齢社会対策課長 北保健相談所長 石神井保健相談所長
部会員	国保年金課特定健診・保健指導計画担当係 高齢社会対策課高齢調整係 介護予防係 認知症対策係 障害者施策推進課事業計画担当係 大泉総合福祉事務所高齢者支援係 健康推進課成人保健係 健康づくり係 保健指導係 歯科保健担当係 栄養指導担当係 保健予防課精神保健係 保健相談所歯科健康担当係 栄養担当係 地域保健係（成人担当1、精神担当1） スポーツ振興課振興係
事務局	健康推進課保健指導係、健康づくり係

3 食育推進部会

部会長	健康推進課長
副部会長	関保健相談所長
部会員	都市農業課都市農業係 高齡社会対策課介護予防係 健康推進課健康づくり係 保健指導係 歯科保健担当係 栄養指導担当係 生活衛生課食品衛生担当係 保健相談所栄養担当係（母子担当1、成人担当1） 保育課栄養指導担当係 環境課地球温暖化対策係 施設給食課学校給食係 教育指導課指導主事
事務局	健康推進課栄養指導担当係

4 健康危機管理・生活環境部会

部会長	保健予防課長
副部会長	生活衛生課長
部会員	安全・安心担当課危機管理計画担当係 健康推進課計画係 生活衛生課管理係 食品衛生担当係 医務薬事係 環境衛生監視担当係 保健予防課予防係 感染症指導係 光が丘保健相談所試験検査係
事務局	生活衛生課管理係

5 地域医療部会

部会長	地域医療課長
副部会長	防災課長
部会員	防災課防災施設係 防災計画担当係 保健予防課予防係 地域医療課管理係 医療施設担当係
事務局	地域医療課管理係